

【2000年6月2日】当面する医療・医療保険制度の見直しに関する要請

日本労働組合総連合会

2000年6月2日

厚生大臣 丹羽 雄哉 様

日本労働組合総連合会
会長 鷲尾 悦也

当面する医療・医療保険制度の見直しに関する要請

3年続きの実質賃金の減少、戦後最悪の雇用・失業のなかで、勤労国民は生活・雇用と将来への不安を一段と強めています。

政府は、公約であった医療・医療保険制度の抜本改革2000年度実施を2002年度までに先送りし、医療費の膨張を健康保険法等の改正によって被保険者・患者の負担に転嫁しようとしています。「改革なき負担増」と言わざるを得ません。この内容が選挙前に広く国民に知られることを恐れた与党は、自ら提出した健保法等の改正法案を一度も審議することなく今国会での成立を見送りました。さらに、本年6月までとなっている老人に係る薬剤一部負担の免除措置を継続するために、「老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案」を与党の議員立法として国会に提出・成立をはかりました。

社会保障の安定した基盤は、一にも二にも制度に対する国民の信頼です。連合は、政府・与党が抜本改革を先送りし、目先の利害を優先した制度いじりに終始していることによって、医療・医療保険制度に対する国民の不信が高まることを強く懸念しています。政府・与党がいま行うべきことは、医療制度の抜本改革、とくに老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度の内容を明らかにし、国民の信頼を再構築することです。それまでに、それに伴う費用負担は政府の責任で処理すべきだと考えます。

以上を踏まえ、健康保険法等の改正法案見送り、及び老人の薬剤一部負担の免除によって生じる問題への当面の対応について、以下のとおり要請いたします。

1. 政管健保の介護納付金については、財政難の健保組合同様、猶予措置と延滞金利の免除を認める。
2. 老人に係る薬剤一部負担分を国が肩代わりすることによって生じる老人医療費への波及増を明らかにし、その分については国が責任を負う。

3. 老健拠出金の増加を抑制するため、当面、公費負担分を現行 3 割から引き上げ、保険者の負担軽減をはかる。

医療・医療保険制度の抜本改革は 2002 年を待たずに、早期に実施する。